



あなたの声を
届けてみませんか

川崎市消費者行政推進委員会 市民委員を募集します！

川崎市では、若年者から高齢者まですべての市民が、ライフステージに応じて安心して豊かな消費生活を送ることができるよう、消費生活の安全・安心や消費者トラブルの防止に向けて様々な取組を進めています。この度、消費生活に関心があり、委員として会議に参加していただける市民委員を募集します！

消費者行政推進委員会とは？

1 委員会・委員の役割

地方自治法上の市長の附属機関です。

2 委員の役割

「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、消費者行政推進計画の策定、商品やサービスの提供における安全の確保・表示・包装・アフターサービス等の基準の設定など、消費生活全般にわたる施策について、市に意見を述べていただきます。

3 委員の人数及び構成

学識経験者(4名)、事業者代表(2名)、消費者代表(3名)の9名で構成されており、消費者代表3名のうち2名を市民から選任します。

4 委員の任期

委嘱日から2年間
(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)です。

5 委員の報酬

月額12,500円(源泉徴収税額・交通費含む)です。

6 委員会開催回数及び開催方法

年3回程度(平日)、基本は対面で川崎駅周辺の会議室で開催し、ZOOMによるオンライン会議も併用します。原則として、公開で行います。

7 その他(注意事項)

- 委員は議会の同意を得るため、略歴(本籍、氏名、生年月日、最終学歴、職歴等)を資料として提出していただきます。

市民活動や消費生活に関心のある方、川崎市の消費生活をより良くしたい方、新しい視点を取り入れ、地域の課題解決に関わってみたい方など、皆さまのご応募をお待ちしています！

募集期間

令和8年5月26日(火)から
7月10日(金) 当日消印有効
※持参の場合、平日8:30~17:00まで受付

【お問合せ先】

川崎市 経済労働局 産業政策部消費者行政センター 企画係
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9川崎御幸ビル5階
電話：044-200-2262
E-mail：28syohi@city.kawasaki.jp

ご応募はこちらから



詳細は
裏面へ

選考フロー

1 要件



2 申込



令和8年7月10日(金)

※郵送：当日消印有効

※持参：平日8:30～17:00まで

3 書類選考



令和8年7月下旬

4 面接選考



令和8年8月24日(月)
(予定)

5 決定



※令和9年3月議会での
承認をもって委嘱

選考方法

1 対象者

- 令和9年4月1日時点で次のすべての要件を満たしている方
- (1) 年齢が満18歳以上の方
 - (2) 引き続き本市に1年以上居住している方
 - (3) 本市の附属機関等の委員となっていない方
 - (4) 本市の職員でない方

2 応募方法

- (1) 「申込書」、「小論文(800字程度)」を記入
 - ◆申込書：氏名、生年月日、住所、電話番号、現在の職業、職歴・活動経験等、応募理由
 - ◆小論文：テーマ「消費者トラブルを未然に防ぐために、行政と市民はそれぞれどのような役割を果たすべきか。」(800字程度)
- (2) 持参、郵送またはLogoフォームで御応募ください。
 - ◆郵送先：〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階 川崎市消費者行政センター企画係（委員公募担当）
 - ◆Logoフォーム：
<https://logoform.jp/form/FUQz/1575328>



※応募Logoフォームはこちら→

3 選考方法

選考委員会による書類選考、面接選考を行い、2名を決定します。
面接は、オンラインまたは川崎駅周辺の会議室にて、30分程度実施予定です。面接対象者には、面接日時・場所等について個別にご連絡します。

4 選考結果の通知

令和8年11月末までに、応募者全員に選考結果を通知します。
ただし、消費者行政推進委員会は市長の附属機関であるため、委員は議会の同意を得て市長が委嘱します。

(参考) 令和7年度 川崎市消費者行政推進委員会 開催状況

①第1回川崎市消費者行政推進委員会

日時 令和7年7月14日

- 議題
- 1 委員長、副委員長、苦情処理部会委員の選出
 - 2 令和7年度消費者行政事業概要
 - 3 令和6年度消費生活相談年報
 - 4 次期消費者行政推進計画

委員会は、平日の日中に1時間半程度開催します。日常生活に身近な内容なので、特別な資格がなくても大丈夫！



②第2回川崎市消費者行政推進委員会

日時 令和7年10月15日

- 議題
- 1 条例施行規則の改正
 - 2 消費者支援協定の締結
 - 3 次期消費者行政推進計画（素案）

③第3回川崎市消費者行政推進委員会

日時 令和8年2月6日

- 議題
- 1 令和7年度苦情処理部会の報告
 - 2 令和7年度啓発事業の報告と来年度案
 - 3 川崎市消費者行政推進計画の策定

【お問合せ先】

川崎市 経済労働局 産業政策部 消費者行政センター 企画係

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

電話：044-200-2262 F A X：044-244-6099 E-mail：28syohi@city.kawasaki.jp